

○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（預金等の受入れを行う協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等）</p> <p>第一条の七（略）</p> <p>2 前項第三号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、法第九条の九第一項第一号の事業を行う当該協同組合連合会の預金その他の内閣府令で定めるものの総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。</p>	<p>（預金等の受入れを行う協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等）</p> <p>第一条の七（略）</p> <p>2 前項第三号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、法第九条の九第一項第一号の事業を行う当該協同組合連合会の資金の貸付け及び手形の割引（前項第二号に該当するものを除く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。</p>